

**【重要事項説明書】**

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所・指定小規模多機能型居宅介護事業所

**小規模多機能型居宅介護事業所 つどいの家のご案内**

【事業所番号:3490200098】

**事業者概要**

事業者	医療法人あすか
代表	理事長 高橋 祐輔
住所	広島市安佐南区緑井二丁目12番25号
連絡先	TEL:082-879-3143 FAX:082-879-3190
設立年月日	平成1年2月16日

**事業所概要**

事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 つどいの家			
住所	広島市安佐南区緑井二丁目12番25号			
連絡先	TEL:082-870-6704 FAX:082-879-3190			
開設日	平成19年3月31日			
営業日	年中無休			
営業時間	①通いサービス 9時30分 ~ 17時 ②宿泊サービス 17時 ~ 9時30分 ③訪問サービス 24時間 ※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、宿泊及び訪問サービスを提供します。			
営業地域	安佐南区、安佐北区			
管理者	梁川 徹			
従業者	職種	員数	職種	員数
	管理者	1	介護職員	12
	介護支援専門員	1	看護職員	1
登録定員	25名			
利用定員	1日に通いサービスを提供する定員は15名 1日に宿泊サービスを提供する定員は9名			
設備	居間及び食堂・台所・宿泊室・身障者用浴室・身障者用トイレ 多目的スペース・地域交流コーナー 自動火災報知器・消火設備・スプリンクラー・散水栓・消火器・避難器具			
最寄バス停	JR 可部線 緑井駅より700m(徒歩7分)			

**1. 基本方針**

要介護、要支援者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう図ります。

**2. 運営方針**

- (1) 運営にあたっては、介護保険法並びに関連する法令等の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- (3) 提供する指定小規模多機能型居宅介護等の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図ります。

- (4) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供します。
- (5) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
- (6) サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護等計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- (7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。
- (8) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。

### 3. サービス内容

(1)通いサービス	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
①健康管理	血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。
②日常生活の援助	日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。 ・移動の介助 ・養護(休養) ・通院の介助等その他必要な介護
③機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。 ・日常生活動作に関する訓練 ・レクリエーション ・グループ活動 ・行事的活動 ・園芸活動 ・地域における活動への参加等
④食事支援	・食事の準備、後片付け ・食事摂取の介助 ・その他の必要な食事の介助
⑤入浴支援	・入浴または清拭 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助 ・その他必要な介助
⑥排せつ支援	利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
⑦送迎支援	ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
(2)宿泊サービス	事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
(3)訪問サービス	通いサービスを利用されない日でも、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
(4)相談・助言等	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行います。 ・医療系サービスの利用について ・家族、地域との交流支援 ・日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等 ・その他必要な相談、助言

### 4. 利用料

#### (1) 利用料(1月あたり)

(R6. 6月現在)

	単位数	利用料金 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	3,450	36,397 円	3,640 円	7,280 円	10,920 円
要支援2	6,972	73,554 円	7,356 円	14,711 円	22,067 円
要介護1	10,458	110,331 円	11,034 円	22,067 円	33,100 円
要介護2	15,370	162,153 円	16,216 円	32,431 円	48,646 円
要介護3	22,359	235,887 円	23,589 円	47,178 円	70,767 円
要介護4	24,677	260,342 円	26,035 円	52,069 円	78,103 円
要介護5	27,209	287,054 円	28,706 円	57,411 円	86,117 円
※初期加算	30	316 円/日	32 円/日	64 円/日	95 円/日
認知症加算(Ⅰ)	920	9,706 円	971 円	1,942 円	2,912 円
認知症加算(Ⅱ)	890	9,389 円	939 円	1,878 円	2,817 円
認知症加算(Ⅲ)	760	8,018 円	802 円	1,604 円	2,406 円
認知症加算(Ⅳ)	460	4,853 円	486 円	971 円	1,456 円

	単位数	利用料金 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円
若年性認知症利用者受入加算	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円
科学的介護推進体制加算	40	7,912 円	792 円	1,583 円	2,374 円
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,026 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,912 円	792 円	1,583 円	2,374 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			1月につき+所定単位×14.9%		

※初期加算について……当該小規模多機能型居宅介護事業所等のサービスを利用された日から30日以内の期間について、初期加算を頂きます。

※介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

★1単位当たり、10.55円となります。

★被爆者健康手帳をお持ちの方は利用料自己負担額が助成されますので利用料は不要です。(保険給付の限度内)

★サービス利用の変更の申し出に対しては、介護支援専門員が対応致します。ただし、事業所の利用状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合があります。

## (2)その他の費用の額

①食費…朝食 450 円、昼食 770 円、夕食 600 円 ※1月1日の昼食は 1,170 円

※パン食をご希望の方は、1食 30 円追加となります。

※夕食サービス 600 円 夕食サービス容器代 500 円

②宿泊費…2,050 円(1日につき)

③オムツ・パット代…オムツ 1 枚 150 円、パット 1 枚 50 円

④タオルレンタル代…バスタオル 1 枚 110 円、フェイスタオル 1 枚 60 円

⑤おやつ材料費…1 回 110 円

⑥電気代(電気毛布、電気あんか等)…60 円(1日につき)

⑦通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスに要する交通費…実費

⑧介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや利用者が負担することが適当と認められるものについては利用者又はその家族に説明し同意を得ます。

## (3)キャンセル料

ご利用をキャンセルされる場合は、前日までにご連絡ください。ご連絡を頂いてない場合はキャンセル料が 770 円発生する場合があります。

## (4)利用料等のお支払方法

①1か月分の利用料、その他の費用を月末に締め、請求書を翌月中旬に手渡し又は郵送致しますので指定期日までにお支払いください。

②お支払いは指定の預貯金口座から毎月 26 日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に自動振替とさせていただきます。なお、自動振替の契約が別途必要となります。

③自動振替をされない方は現金で高橋内科小児科医院の受付で指定期日までにお支払い下さい。

## 5.ご利用に当たっての留意事項

・居室及び共用施設、設備を本来の用途に従って利用してください。

・従業者が不在の場合は、安全・事故防止の為に設備、機器等は使用しないでください。

・非常災害避難時は、従業者の指示に従ってください。

・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 6. 緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに高橋内科小児科医院の医師に連絡し必要な措置を講じるとともに利用者及び家族の予め指定された緊急連絡先に緊急連絡します。

## 7. 非常災害対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には、避難等の指揮をとります。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

## 8. 事故発生時の対応

利用者に対する サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又はその利用者の家族に重大な過失がある場合はこの限りではありません。 (代理店: 東京海上日動火災保険株式会社)

## 9. 秘密の保持

- ①本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③別紙の「医療法人あすか介護事業所の個人情報利用目的」において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

## 10. 虐待の防止

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護職 土居 靖恵
-------------	-----------

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に、当該事業者授業者又は擁護者(現に用語している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

(6)虐待防止委員会の設置を行っています。

## 11. 身体拘束の制限

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2)非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3)一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 12.衛生管理等

- (1)短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13.業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14. 協力医療機関等

下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関:高橋内科小児科医院 住所:広島市安佐南区緑井2丁目12番25号

協力歯科医療機関:ゆかり歯科クリニック 住所:広島市安佐南区川内3丁目1番22号

## 15. 苦情のご相談

当事業所の苦情相談窓口

- (1)提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- (2)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行います。

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
小規模多機能型居宅介護事業所 つどいの家 (サービス提供に関しての苦情相談窓口)	082-870-6704 苦情解決責任者 管理者 梁川 徹 苦情受付担当者 介護職員 高杉 かおり 介護職員 立原 優里奈	9時00分～ 18時00分

## 16. 介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8:30～17:15
広島市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 受付時間 8:30～17:15
広島市安佐南区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 電話番号 082-831-4943 受付時間 8:30～17:15
広島市安佐北区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 電話番号 082-819-0621 受付時間 8:30～17:15

## 17. 運営推進会議

事業所が地域に開かれたものにするため、運営推進会議を2か月に1回開催しています。会議の内容は、事業所のサービス内容の報告をし、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会としています。また、当該記録は公表をしています。

## 18. 重要事項説明書

重要事項の内容を変更した場合、利用者にその内容を文書で通知致します。軽微な変更においてはこの限りではありません。

重要事項説明者

つ-C-A-重要事項説明書-20240601